

○広島県医師育成奨学金貸付規則（昭和四十九年十月九日規則第百一号）（抄）

（奨学金等の返還の免除）

第十二条 知事は、奨学生が次の各号のいずれかに該当するときは、奨学金等の返還の債務の全部を免除するものとする。

一～三 （略）

四 大学を卒業し、又は大学院の課程を修了した日の属する月の翌月から奨学金の貸付けを受けた月数の二倍に相当する期間内に、県内公的医療機関等の医師業務に従事中業務上の理由により死亡し、又は心身の故障のためその業務に従事することができなくなつたとき。

五 （略）

2 知事は、奨学生が次の各号のいずれかに該当するときは、奨学金等の返還の債務の全部又は一部を免除することがある。

一 大学若しくは大学院に在学中若しくは後期研修先医療機関に在職中死亡し、又は心身の故障のため大学若しくは大学院を退学し、若しくは後期研修先医療機関を退職したとき。

二 大学を卒業し、又は大学院の課程を修了した日の属する月の翌月から奨学金の貸付けを受けた月数の二倍に相当する期間内に死亡し、又は心身の故障のため医師としての業務に従事することができなくなつた場合であつて、前項第四号に該当しないとき。

三 （略）

3～6 （略）